

四 癸行方 法

発行方法

三 振替法の適

振替法の適

二
の法發行の根拠
の項及びそ

の法發号名
條律行種類
項及の及て
び根拠
そ

百五十五号
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十項の規定に基づき、平成
日に発行した政府短期証券の發
おり告示する。
一月四日
財務大臣 野田佳彦
国庫短期証券（第一百四十二回）

其 詞 券 一 篇 三 二 三

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千三四四 四千万兆 百五二四 円百千千 九円二 十百 十三 億百三 五百 五十 二 一万 四 十	額億額 面二面 金千金 額万額 で円で 三四 三千兆 五百四 九十四 二百四 四十 四五	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発					
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 入 債	争 別 債	非 特 國	入 札 格	価 行 行	發 競 價	入 札 格	価 行 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	金 期 限	札 格 第	第 參 市	參 市 場	競 I 加	競 價 加	競 價 場	競 價 格	競 價 格 日
平 成 二 十 二 年 十 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 年 通 知 つ 。 を 受 け た 者	日 本 銀 行 百 百 円	額 面 金 額 を 支 き は 、 に う 、 つ 。 き き 翌 營 業 業 日 に	償 還 る し と 、 償 は 、 期 一 月 が 月 の 銀 行 七 休 業 業 日 に	當 た だ 成 し と 、 三 年 一 月 月 十 七 日 休 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 一 月 九 九 十 九 そ 十 九 れ 九 九 れ 九	十 七 面 七 額 二 厘 百 六 毛 以 九 上 九 十 九 れ 九 九 れ 九	額 面 募 格 百 円 五 毛 以 九 九 十 九 れ 九 九 れ 九	額 面 錢 金 額 厘 百 五 毛 以 九 九 十 九 れ 九 九 れ 九	額 面 錢 金 額 厘 百 五 毛 以 九 九 十 九 れ 九 九 れ 九	額 面 錢 金 額 厘 百 五 毛 以 九 九 十 九 れ 九 九 れ 九	額 面 錢 金 額 厘 百 五 毛 以 九 九 十 九 れ 九 九 れ 九

十額の十額 平す額の
七面応七面 成るの記
銭金募銭金 二。整載
二額価二額 十二数又
厘百格厘百 一二倍は
六円五円 年の記
毛に毛に 十月金録
つにつ 月額は
つき上き 十二に
九の九 月に最
十九日 よる低
そ十日 も額
十九円 るの面
ぞ円と 金